

木津南州見台六丁目2番地(西)地区建築協定【概要版】

協定区域：州見台六丁目2番地の一部

区域面積：22,993.02 m²

協定内容（協定書より抜粋）

（建築物等に関する基準）

第6条 協定区域内の建築物の用途、敷地、形態及び意匠等は、次の各号に定める基準によらなければならない。

- (1) 建築物は、建築基準法別表第2の（い）項第一号の住宅及び住宅に附属するものとする。
- (2) 敷地は、170 平方メートル以上を確保するものとする。
- (3) 自ら専有する敷地の建ぺい率は 50%以内、容積率は 80%以内とする。なお、建築基準法施行細則第 20 条(昭和 36 年京都府規則第 27 号)の各号の一に該当するものは、建ぺい率の数値に 10%を加えたものを数値とする。
- (4) 建築物の地盤から最高部までの高さは、10 メートル以下とする。
- (5) 建築物各部分の地盤からの高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線、又は隣地境界線まで真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 5 メートルを加えたものの以下とする。
- (6) 建築物は、地盤からの軒の高さが 7 メートル以下で、地階を除く階数が 2 以下とする。
- (7) 敷地から市道木 989 号州見台 6-1 号線への車輌の出入りはできないものとする。

建築協定区域（ただし、道路、緑地、集会所、防火水槽を含まない）：

